

【特定建設作業一覧】

騒音規制法に規定する特定建設作業（騒音規制法施行令別表第2）

番号	建設作業の種類	備考
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機 又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい 抜機を除く）を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を 除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては 1日における当該作業に係る2地点間の最大 距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用い るものであって原動機の定格出力が 15kW以上のもの）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント（混練機の混練容 量が0.45m ³ 以上）又はアスファルトプラ ント（混練機の混練容量が200kg以上） を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラ ントを設けて行なう作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しな いものとして環境大臣が指定する低騒音型建 設機械を除く。
7	トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しな いものとして環境大臣が指定する低騒音型建 設機械を除く。
8	ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しな いものとして環境大臣が指定する低騒音型建 設機械を除く。

振動規制法に規定する特定建設作業（振動規制法施行令別表第2）

番号	建設作業の種類	備考
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機 を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を 除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい 打くい抜機を除く）を使用する作業	
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物 を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては 1日における当該作業に係る2地点間の最大 距離が50mを超えない作業に限る。
4	ブレーカーを使用する作業（手持式を除 く）	作業地点が連続的に移動する作業にあっては 1日における当該作業に係る2地点間の最大 距離が50mを超えない作業に限る。